

コンベンション開催助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 社団法人宇部観光コンベンション協会（以下「協会」という。）は、コンベンションの開催により、宇部市への経済波及効果をもたらし、地域の活性化を図ることを目的に、本市でコンベンションを開催する主催者に対して予算の範囲内において、コンベンション開催助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「コンベンション」とは、学会・大会・会議及びスポーツ大会又はこれらに準ずるものをいう。

(交付対象)

第3条 助成金の交付対象とするコンベンションは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものをいう。ただし、社団法人宇部観光コンベンション協会会長（以下「会長」という。）が交付対象として特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 主な会場及び宿泊地が宇部市内であること。
- (2) 県内対象の大会を除き、県外からの参加宿泊者数が延べ50人以上あること。
- (3) 国又は地方公共団体の主催でないもの。
- (4) 宇部市から助成金等の交付を受けていないもの。
- (5) 興業及び営利を目的としないもの。
- (6) 政治的、宗教的でないもの。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の表1及び表2に掲げるコンベンション参加者の宿泊延べ人数に応じて、同表の下欄に掲げる額とする。

表1. 学会・大会・会議

宿泊延べ人数	50～99人	100～199人	200～299人	300～399人	400～499人	500～599人	600～799人	800～999人	1000人以上
助成金額	30,000円	50,000円	80,000円	100,000円	120,000円	140,000円	160,000円	180,000円	200,000円

表2. スポーツ大会

宿泊延べ人数	50～99人	100～199人	200～499人	500～999人	1000～1499人	1500人以上
助成金額	30,000円	50,000円	80,000円	120,000円	160,000円	200,000円

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするコンベンション主催者（以下「主催者」という。）は、コンベンション開催の3か月前までにあらかじめコンベンション開催助成金交付申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に必要と認めるときは、当該期限を変更することができる。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付決定を行い、コンベンション開催助成金交付決定通知書（様式第2号）により主催者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第7条 主催者は、コンベンションが終了したときは、コンベンション開催助成金交付実績報告書兼請求書（様式第3号）を速やかに会長に提出しなければならない。

(助成金額の確定及び交付)

第8条 会長は、前条の実績報告書兼請求書を受領したときは、当該報告書を調査し、報告に係わる成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付する助成金の額を確定し、コンベンション開催助成金交付通知書（様式第4号）により主催者に通知し、助成金を交付するものとする。

(助成金交付の取消し及び返還請求)

第9条 会長は、主催者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、助成金の交付額を減額し、又は助成金を交付しないことができる。

2 助成金を交付した後に前項の書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、交付した助成金の一部又は全部の返還を請求することができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 廃止前の「宇部市各種大会会議等開催補助金交付要綱」に基づき、会長に補助金交付申請がなされたコンベンションで平成18年4月1日以降に開催されるものについては、この要綱を適用する。